



見落とし厳禁!

交通の規制標識!

車両は、道路標識等により停車と駐車が禁止されている道路の部分、及び法定の禁止場所では、停車も駐車もしてはいけません。(法第44条第1項)

違法な駐停車は、付近の交通を混雑させるとともに、道路の見通しを悪くするため、飛び出し事故等の原因となります。また、パトカーや救急車等の緊急自動車の通行を妨げる恐れもあるため、駐停車するときは、必ず駐停車できる場所であることを確認しましょう。



駐停車禁止

違反点 3点
 反則金 18,000円(普通車)

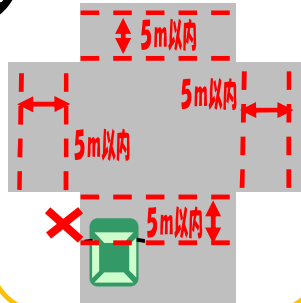
駐車とは、車両が客待ちや荷物の積み下ろしなどの理由により、継続的に停止すること。または、運転者が、車両を離れて直ちに運転することができない状態にあること。
 停車とは、人の乗降などによる停止のことで駐車以外のこと。

法定の駐停車禁止場所

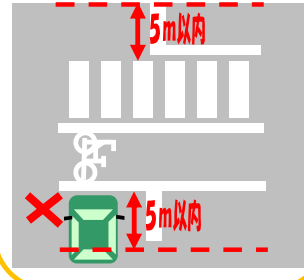
駐停車禁止の標識が無くても、駐停車してはいけません。(危険防止のためにやむを得ない場合を除く)

例

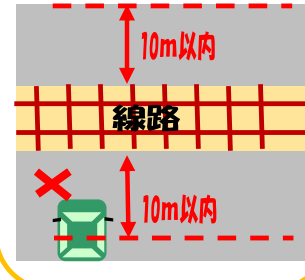
交差点、及び交差点側端から5m以内の部分



横断歩道等、及びその前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分



踏切、及びその前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分



坂の頂上付近や勾配の急な坂



駐車禁止

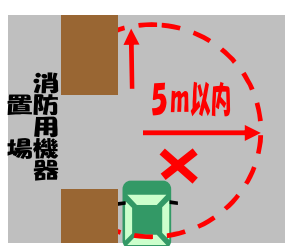
違反点 2点
 反則金 15,000円(普通車)

法定の駐車禁止場所

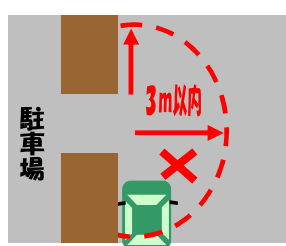
駐車禁止の標識が無くても、駐車してはいけません。(危険防止のためにやむを得ない場合を除く)

例

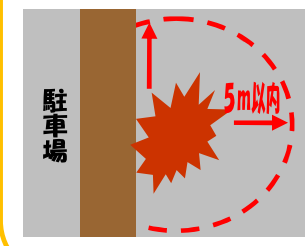
消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の側端、又はその出入口から5m以内の部分



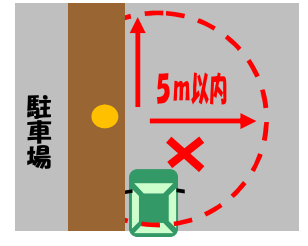
駐車場など自動車用出入口から3m以内の部分



道路工事区域の側端から5m以内の部分



消火栓、消防用防火水槽の吸引口・吸管投入孔から5m以内の部分



交通事故死者の年代別

年代	未就学児	小学生	中学生	高校生	~24歳	25~39歳	40代	50代	60~64歳	65歳以上	合計
死者数	-	-	-	-	2	-	1	2	3	13	21
構成率(%)	-	-	-	-	9.5	-	4.8	9.5	14.3	61.9	100

- 県警のホームページにも掲載しています。
- 毎月第二・第四水曜日(祝日、年末年始を除く)に新情報をメール配信しています。(申込方法は県警HP参照)
- 二次元コードからSD情報のHPに直接アクセスできます。→

